

佐賀県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二日

佐賀県公安委員会

委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第七号

佐賀県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県暴力団排除条例（平成二十三年佐賀県条例第二十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(暴力団と密接な関係を有する者)

第三条 条例第二条第四号の公安委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 二 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 四 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 五 役員等（法人にあつては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に暴力団

員等又は前各号に掲げる者がいる法人その他の団体又は個人

六 暴力団員等がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(暴力団事務所開設等禁止区域の基準となる施設)

第四条 条例第十九条第一項第九号の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園

二 佐賀県少年自然の家設置条例(昭和五十年佐賀県条例第十四号)第二条に規定する少年自然の家

三 佐賀県立宇宙科学館条例(平成十年佐賀県条例第三十九号)第一条に規定する佐賀県立宇宙科学館

(報告又は資料の提出の方法)

第五条 条例第二十六条第一項の規定による報告又は資料の提出(以下「報告等」という。)は、書面によらなければならない。ただし、同項の規定による報告について、公安委員会が認めるときは、口頭によることができる。

2 公安委員会は、報告等を求めるときは、報告・資料提出要求書(様式第一号)を送付するものとする。

(口頭による報告の聴取等)

第六条 公安委員会は、前条第一項ただし書の規定により口頭による報告を求めたときは、警察本部長が指定する警察職員に当該報告を聴取させることができる。

2 前条第一項ただし書の規定により口頭による報告を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、報告日時等変更申出書(様式第二号)により、報告の日時又は場所の変更を申し出ることが

できる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による報告の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による報告の日時若しくは場所の変更をし、又は第二項の規定による申出を受けた場合において、口頭による報告の日時及び場所の変更をしなかつたときは、速やかに、その旨を報告日時等変更等決定通知書（様式第三号）により、当該口頭による報告を求めた者に通知しなければならない。

（立入検査）

第七条 条例第二十六条第一項の規定による立入検査は、次の各号のいずれかに掲げる場合であつて、報告等によつてはその目的を達することができないときに、行つものとする。

一 条例第十六条、第二十条第一項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項又は第二十五条の規定に違反する行為（以下「条例違反行為」という。）が行われていると認める場合であつて、当該条例違反行為に係る事実を確認することが必要であるとき。

二 条例違反行為が行われたと認める場合であつて、当該条例違反行為に係る事実を確認することが必要であるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、特に立入検査を行う必要があると認められるとき。

2 条例第二十六条第二項の証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

（勧告の方法）

第八条 条例第二十七条の規定による勧告は、勧告書（様式第五号）により行つものとする。

（公表の方法等）

第九条 条例第二十八条の規定による公表（以下「公表」という。）は、県の広報媒体に掲載する方法その他広く県民に周知する方法により行うものとする。

2 公表の内容は、当該公表の名宛人になるべき者（以下「公表予定者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該公表の原因となる事実とする。

（意見陳述の方法等）

第十条 条例第二十九条の規定による意見陳述（以下「意見陳述」という。）は、申述書の提出によることとする。ただし、公安委員会が認めた場合は、口頭によることができる。

2 公表予定者は、意見陳述に当たり、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

（意見陳述の機会の付与の手續）

第十一条 公安委員会は、意見陳述の機会を与えるときは、公表予定者に対し、意見陳述通知書（様式第六号）により通知するものとする。

2 公安委員会は、公表予定者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）、申述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会を与える場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）並びに公安委員会が当該通知をいつでもその者に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過した時に、当該通知がその者に到達したものとみなす。

3 公安委員会は、正当な理由がなく、公表予定者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見陳述の期日に出頭しない場合は、改めて意見陳述の機会を与えることを要しない。

（口頭による意見陳述の聴取等）

第十二条 公安委員会は、口頭による意見陳述の機会を与えたときは、警察本部長が指定する警察職員に当該意見を聴取させることができる。

2 公表予定者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見陳述の日時等変更申出書（様式第七号）により、口頭による意見陳述の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見陳述の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により意見陳述の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第二項の規定による申出を受けた場合において意見陳述の日時及び場所の変更をしなかったときは、速やかに、その旨を意見陳述の日時等変更等決定通知書（様式第八号）により、公表予定者に通知しなければならない。

（代理人）

第十三条 報告等を求められた者又は第十一条第一項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、報告等又は意見陳述に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人の資格について、代理人選任届出書（様式第九号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書（様式第十号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（中止命令の方法）

第十四条 条例第三十一条の規定による中止命令は、中止命令書（様式第十一号）により行うものとする。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。
(佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部改正)
- 2 佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の佐賀県留置施設視察委員会条例(平成十九年佐賀県条例第七号)に規定する事務の項の次に次の二項を加える。

佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)に規定する事務	第10条	暴力団排除アドバイザーの指定
	第26条第1項	報告の徴収及び立入検査
	第27条第1項及び第2項	勧告
	第28条	公表
	第29条	意見陳述の機会の付与
佐賀県暴力団排除条例施行規則(平成23年佐賀県公安委員会規則第7号)に規定する事務	第5条第1項ただし書	口頭による報告の徴収
	第10条第1項ただし書	口頭による意見陳述の機会の付与

様式第1号(第5条関係)

(表)

第 年 月 日 号

殿

佐賀県公安委員会 印

報告・資料提出要求書

佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第26条第1項の規定により、次のとおり報告又は資料の提出を求めます。

報告又は資料の提出を求める理由	
求める報告又は資料の内容	

【報告又は資料の提出の方法】

書面による報告・資料の提出	
提出期限	年 月 日まで
提出先	
口頭による報告	
出頭すべき日時	年 月 日 時 分から
出頭すべき場所	

注 報告又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

備考 1 のある欄については、該当する の中にレ印を付けること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

報告又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 報告に係る書面又は資料の提出の際には、報告・資料提出要求書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに報告又は提出資料の内容を記載して提出してください。
- 2 口頭による報告を求められた場合であって、病気その他やむを得ない理由があるときは、佐賀県公安委員会に対し、報告日時等変更申出書により、報告の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 3 あなたが報告又は資料の提出をしない場合は、あなたに代わって代理人を選任することができますので、報告・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に報告又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を佐賀県公安委員会に提出してください。
- 4 あなた又はあなたの代理人が、口頭による報告の期日に出頭する場合は、この報告・資料提出要求書を持参してください。
- 5 報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者は、20万円以下の罰金に処されます。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

住所

氏名

印

報告日時等変更申出書

佐賀県暴力団排除条例施行規則 (平成 23 年佐賀県公安委員会規則第 7 号)
 第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり報告の日時又は場所の変更を申し出
 ます。

報告・資料提出要求書 の番号及び日付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

第 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

報告日時等変更等決定通知書

佐賀県暴力団排除条例施行規則（平成23年佐賀県公安委員会規則第7号）
第6条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

報告・資料提出要求書の 番号及び日付		第 号 年 月 日			
報告の日時又は場所を変更する。					
変更決定事項	変更前	日時	年	月	日 時 分
		場所			
	変更後	日時	年	月	日 時 分
		場所			
報告の日時及び場所を変更しない。					
報告の日時及び場所 を変更しない理由					

備考 該当する の中にレ印を付けること。

様式第4号（第7条関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
階 級
氏 名
上記の者は、佐賀県暴力団排除条例第26条第1項の規定による 立入検査に従事する警察職員であることを証明する。
年 月 日
佐賀県公安委員会 印

54.0
ミリメートル

85.6
ミリメートル

（裏）

佐賀県暴力団排除条例（抜粋）

（報告の徴収、立入検査等）

第26条 公安委員会は、第16条、第20条第1項、第22条、第23条、第24条第2項又は前条の規定を施行するため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その必要な限度において、暴力団員等その他の関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に暴力団事務所に立ち入り、物件を検査させ若しくは暴力団員等その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第28条 公安委員会は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

（罰則）

第35条 第26条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

勧告書

佐賀県暴力団排除条例(平成 23 年佐賀県条例第 28 号)第 27 条の規定により、次のとおり勧告します。

なお、この勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、同条例第 28 条の規定により、その旨を公表するとともに、同条例第 30 条の規定により県が行う契約から排除することがあります。

勧告の原因 となる事実	
勧告の内容	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これに添付すること。

様式第 6 号 (第 11 条関係)

(表)

第 年 月 日 号

殿

佐賀県公安委員会 印

意見陳述通知書

佐賀県暴力団排除条例(平成 23 年佐賀県条例第 28 号)第 29 条の規定により、次のとおり同条例第 28 条の規定による公表に係る意見陳述の機会を付与しますので、佐賀県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年佐賀県公安委員会規則第 7 号)第 11 条第 1 項の規定により通知します。

予定される 公表の内容	
公表の原因 となる事実	
公表の根拠と なる条例の条項	

【意見陳述の方法】

申述書の提出による意見陳述	
提出期限	年 月 日まで
提出先	
口頭による意見陳述	
出頭すべき日時	年 月 日 時 分から
出頭すべき場所	

注 意見陳述に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

- 備考 1 のある欄については、該当する の中にレ印を付けること。
2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これに添付すること。

(裏)

意見陳述に際しての注意事項

- 1 申述書には、意見陳述通知書の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載して提出してください。
- 2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見陳述の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、佐賀県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見陳述の聴取が行われる場合であって、病気その他やむを得ない理由があるときは、佐賀県公安委員会に対し、意見陳述の日時等変更申出書により、意見陳述の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見陳述通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見陳述に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を佐賀県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見陳述の期日に出頭する場合は、この意見陳述通知書を持参してください。

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

住所

氏名

印

意見陳述の日時等変更申出書

佐賀県暴力団排除条例施行規則(平成23年佐賀県公安委員会規則第7号)第12条第2項の規定により、次のとおり意見陳述の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見陳述通知書の番号及び日付		第 号	
		年 月 日	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

第 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

意見陳述の日時等変更等決定通知書

佐賀県暴力団排除条例施行規則 (平成 23 年佐賀県公安委員会規則第 7 号)
第 12 条第 4 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

意見陳述通知書の番号及び日付		第 号 年 月 日	
意見陳述の日時又は場所の変更を決定する。			
変更決定事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	
意見陳述の日時及び場所を変更しない。			
意見陳述の日時及び場所を 変 更 し な い 理 由			

備考 該当する の中にレ印を付けること。

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

住所

氏名

印

代理人選任届出書

佐賀県暴力団排除条例施行規則(平成23年佐賀県公安委員会規則第7号)
第13条第1項の規定により、下記の者を代理人として選任し、私のために
{ 報告又は資料の提出 }
{ 意見陳述 } に関する一切の行為をすることを委任します。

{ 報告・資料提出要求書 } { 意見陳述通知書 } の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者等との関係	

注 不要の文字は、二重線で消してください。

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

住所

氏名

印

代理人資格喪失届出書

私の代理人は、その資格を失ったので、佐賀県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年佐賀県公安委員会規則第 7 号) 第 13 条第 4 項の規定により届け出ます。

報告・資料提出要求書 意見陳述通知書 の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

注 不要の文字は、二重線で消してください。

様式第 11 号 (第 14 条関係)

(表)

第 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

中止命令書

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対して、佐賀県暴力団排除条例(平成 23 年佐賀県条例第 28 号)第 31 条の規定により、下記のとおり命令する。

記

命令の内容	
命令をする 理 由	

注 この処分に不服がある場合の注意事項は、裏面のとおりです。

(裏)

処分に不服がある場合の注意事項

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として(訴訟において佐賀県を代表する者は、佐賀県公安委員会となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)